

○青山学院大学大学院学位規則

(1952 年 4 月 1 日制定)

改正	1953 年 4 月 1 日	1955 年 4 月 1 日	1957 年 4 月 1 日
	1958 年 4 月 1 日	1959 年 4 月 1 日	1960 年 4 月 1 日
	1961 年 4 月 1 日	1963 年 4 月 1 日	1964 年 4 月 1 日
	1965 年 4 月 1 日	1969 年 4 月 1 日	1970 年 4 月 1 日
	1971 年 4 月 1 日	1972 年 4 月 1 日	1974 年 4 月 1 日
	1976 年 4 月 1 日	1981 年 4 月 1 日	1984 年 4 月 1 日
	1985 年 4 月 1 日	1986 年 4 月 1 日	1987 年 4 月 1 日
	1990 年 4 月 1 日	1991 年 7 月 1 日	1992 年 4 月 1 日
	1993 年 2 月 1 日	1993 年 4 月 1 日	1994 年 3 月 16 日
	1995 年 3 月 29 日	1996 年 3 月 29 日	1998 年 3 月 27 日
	1999 年 3 月 29 日	2000 年 3 月 29 日	2001 年 3 月 28 日
	2003 年 3 月 28 日	2003 年 5 月 29 日	2004 年 3 月 26 日
	2004 年 9 月 28 日	2005 年 3 月 25 日	2006 年 3 月 24 日
	2007 年 3 月 27 日	2008 年 3 月 27 日	2009 年 3 月 26 日
	2010 年 3 月 25 日	2011 年 3 月 24 日	2012 年 3 月 23 日
	2013 年 3 月 21 日	2013 年 9 月 26 日	2014 年 3 月 27 日
	2015 年 12 月 15 日	2016 年 3 月 24 日	2017 年 3 月 23 日
	2018 年 2 月 22 日	2019 年 3 月 28 日	2019 年 12 月 13 日
	2020 年 3 月 26 日	2023 年 3 月 23 日	2024 年 3 月 21 日

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)及び学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)の規定に基づき、青山学院大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)に定めるもののほか、青山学院大学(以下「本学」という。)が授与する大学院の学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第 2 条 本学において授与する大学院の学位は、修士、博士及び専門職学位とする。

2 専門職学位に関する規則は、別に定める。

第 2 章 修士の学位

(修士の学位授与の要件)

第 3 条 修士の学位は、本学大学院博士前期課程又は修士課程に、当該研究科の定める修業年限以上在学し、所定の修了要件単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士学位申請論文又は特定の課題についての研究の成果(以下「修士学位申請論文等」

という。)の審査及び最終試験並びに1外国語の認定に合格した者に対し、当該研究科教授会の議を経てこれを授与する。

- 2 次の各研究科専攻においては、修士学位申請論文の審査又は特定の課題についての研究の成果の審査のいずれかを選択することができる。

文学研究科英米文学専攻博士前期課程

文学研究科フランス文学・語学専攻博士前期課程

文学研究科日本文学・日本語専攻博士前期課程

文学研究科史学専攻博士前期課程

文学研究科比較芸術学専攻博士前期課程

教育人間科学研究科教育学専攻博士前期課程

教育人間科学研究科心理学専攻博士前期課程

国際政治経済学研究科国際政治学専攻修士課程

国際政治経済学研究科国際経済学専攻修士課程

国際政治経済学研究科国際コミュニケーション専攻修士課程

総合文化政策学研究科文化創造マネジメント専攻修士課程

社会情報学研究科社会情報学専攻博士前期課程

- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各研究科専攻においては、特定の課題についての研究の成果の審査を選択する者は、1外国語の認定を要しない。

文学研究科日本文学・日本語専攻博士前期課程

文学研究科史学専攻博士前期課程

- 4 第1項及び第2項に規定する博士前期課程(経営学研究科経営学専攻1年制コースを除く。)及び修士課程において、優れた研究業績を挙げた者については、1年以上の期間在学すれば足りるものとする。

- 5 本学大学院の前期2年及び後期3年の課程の区分を設けない博士課程(以下「一貫制博士課程」という。)に在学する者で、第1項に規定する要件を満たしたと認められる者には、大学院学則第41条の規定により修士の学位を授与することができる。

(修士学位申請論文等の提出)

- 第4条 前条の規定により修士の学位を申請する者(以下「修士学位申請者」という。)は、次の提出物について、研究指導教員の承認を得た上で、その在学中の所定の期日までに研究科教授会に所定の部数を提出するものとする。

(1) 修士学位申請論文等

(2) 論文要旨

- 2 前項に規定する提出に当たって、修士学位申請者が旧姓で修士学位申請論文等を提出することを希望する場合は、同項に規定する提出物に加えて、次の書類を提出しなければならない。

(1) 所定の旧姓使用届

(2) 戸籍抄本等

- 3 前項の規定は、修士学位申請者が青山学院大学学生の通称名等の使用に関する要綱の定めるところにより旧姓の使用を認められているときには、適用しない。

(修士論文等審査委員)

第5条 修士学位申請論文等の審査は、当該研究科に設けられる修士論文等審査会が定める審査委員がこれを行う。

- 2 前項に規定する審査委員には、その研究指導教員を主査とし、ほかに当該研究科に設けられる修士論文等審査会が選定する当該研究科構成員2名を加えなければならない。ただし、理工学研究科においては、次の取扱いをすることができる。

(1) 研究指導教員が必ずしも審査委員の主査となることを要しない。

(2) 他の研究機関等と協定を結び、当該研究機関等と連携を図って学生の研究指導を行う連携大学院方式に基づく客員教員は、理工学研究科教授会が認めた場合には、当該研究科構成員と同様に審査委員とすることができる。ただし、審査委員のうち、1名以内とする。

- 3 審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(博士前期課程又は修士課程最終試験)

第6条 修士の学位に関する最終試験は、修士論文等審査委員が行う。ただし、必要に応じ当該研究科教授会の構成員の臨席を求めることができる。

- 2 最終試験の方法については、第15条の規定を準用する。

- 3 前2項の規定は、一貫制博士課程に準用する。

第3章 博士の学位

(博士の学位授与の要件)

第7条 博士の学位は、大学院委員会の議を経て、次の各号の一に該当する者に授与する。

(1) 博士後期課程にあっては大学院学則第40条に、一貫制博士課程にあっては大学院学則第40条の2に規定する所定の年数以上在学し、必要な研究指導を受けた上、修士学位申請論文の審査及び最終試験に合格するとともに、2外国語の認定に合格した者。

(2) 博士課程を経ない者であっても、修士学位申請論文を提出してその審査に合格し、専攻学術に関し、前号該当者と同等以上の学力を有することが試験により確認され、かつ、2外国語の認定試験に合格した者。

(3) 次の各研究科専攻においては、第1号に定める要件に加えて当該研究科の定める修了要件単位を修得した者。

文学研究科英米文学専攻

文学研究科フランス文学・語学専攻

文学研究科日本文学・日本語専攻

文学研究科史学専攻

文学研究科比較芸術学専攻
教育人間科学研究科教育学専攻
教育人間科学研究科心理学専攻
経済学研究科経済学専攻
経済学研究科公共・地域マネジメント専攻
法学研究科私法専攻
法学研究科公法専攻
法学研究科ビジネス法務専攻
経営学研究科経営学専攻
国際政治経済学研究科国際政治学専攻
国際政治経済学研究科国際経済学専攻
国際政治経済学研究科国際コミュニケーション専攻
総合文化政策学研究科総合文化政策学専攻
国際マネジメント研究科国際マネジメントサイエンス専攻
理工学研究科理工学専攻
社会情報学研究科社会情報学専攻
会計プロフェッション研究科プロフェッショナル会計学専攻

- (4) 第1号又は第2号の規定にかかわらず、2外国語の認定は、当該研究科の定めるところにより、1外国語とすることができる。

(課程による者の博士学位申請論文の提出)

第8条 前条第1号の規定により博士の学位を申請する者は、次の提出物について、研究指導教員の承認を得た上で、その在学中の所定の期日までに博士後期課程にあつては研究科博士後期課程委員会に、一貫制博士課程にあつては博士課程委員会に所定の部数を提出するものとする。

- (1) 博士学位申請書
- (2) 博士学位申請論文
- (3) 論文要旨
- (4) 履歴書

2 前項に規定する申請者は、次の各号の大学院学則第11条に規定する最長在学年限に基づき、該当する年数以内に博士学位申請論文の審査を終えるよう、当該論文を提出するものとする。この場合において、当該の年数については、大学院学則第19条第4項の規定に基づき、休学期間を含まないものとする。

- (1) 博士後期課程 6年
- (2) 一貫制博士課程 8年(ただし、一貫制博士課程に3年次編入した者については、6年)

3 次の各号の修了要件の全てを満たした者で前項の最長在学年限内に退学したものが博士学位申請論文を提出するために再入学し、博士の学位を申請する場合、その申請は、入学時から起算した当該年限内に博士学位申請論文の審査を終えるよう、行わなければならない。

(1) 博士後期課程又は一貫制博士課程に標準修業年限以上在学していること。

(2) 各研究科の定める修了要件単位を修得していること。

(3) 必要な研究指導を受けていること。

4 第1項に規定する提出に当たって、前条第1号の規定により博士の学位を申請する者が旧姓で博士学位申請論文を提出することを希望する場合は、同項に規定する提出物に加えて、次の書類を提出しなければならない。

(1) 所定の旧姓使用届

(2) 戸籍抄本等

5 前項の規定は、前条第1号の規定により博士の学位を申請する者が青山学院大学学生の通称名等の使用に関する要綱の定めるところにより旧姓の使用を認められているときには、適用しない。

(課程を経ない者の博士学位申請論文の提出)

第9条 第7条第2号の規定による博士の学位を申請する者は、学位の種類、認定を受けようとする外国語の種類等を記載した博士学位申請書に、研究科が定める部数の博士学位申請論文1編、論文要旨、論文目録、履歴書及び別に定める審査手数料を添え、学長に提出しなければならない。

2 外国語は、英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、中国語、ロシア語、韓国語等とする。

3 博士学位申請論文提出の時期及び博士学位申請論文に添付する書類の様式については、別表に掲げるとおりとする。

(課程による者の博士学位申請論文の受理)

第10条 第7条第1号に規定する博士学位申請論文の受理の可否は、当該研究科博士後期課程委員会又は博士課程委員会で決定する。

(課程を経ない者の博士学位申請論文の受理)

第11条 第7条第2号に規定する博士学位申請論文の受理の可否は、当該研究科博士後期課程委員会又は博士課程委員会の審議を経た後、学長がこれを決定する。

2 学長は、受理を決定したときは、その学位の種類に応じ、当該研究科長を通じて当該研究科博士後期課程委員会又は博士課程委員会に審査を付託するものとする。

3 いったん受理した博士学位申請論文及び審査手数料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(審査資料の請求)

第12条 研究科博士後期課程委員会又は博士課程委員会は、博士学位申請論文審査に当たって必要と認めるときは、博士学位申請論文提出者に対して当該博士学位申請論文の参考論文、模型、又は標本その他の資料の提出を求めることができる。

(博士論文審査委員会)

第13条 博士学位申請論文の審査は、当該研究科博士後期課程委員会又は博士課程委員会の設ける博士論文審査委員会がこれを行う。

2 前項に規定する博士論文審査委員会には、当該研究科博士後期課程委員会又は博士課程委員会の構成員1名を主査とし、ほかにこれらの委員会が選定する構成員を含む2名以上を加えなければならない。

3 第7条第1号に規定する場合は、原則としてその研究指導教員を主査とするものとする。ただし、理工学研究科においては、研究指導教員が必ずしも博士論文審査委員の主査となることを要しない。

4 審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(博士学位申請論文の審査、最終試験及び試験)

第14条 博士論文審査委員会は、博士学位申請論文の審査及び最終試験(又は試験)を行う。

(課程による者の最終試験)

第15条 第7条第1号に規定する者の最終試験は、博士学位申請論文を中心として、これに関連ある学問領域にわたり試問の方法によりこれを行う。

2 試問は、口頭試問によるが、筆答試問をあわせて行うことができる。

(課程によらない者の試験)

第16条 第7条第2号に規定する者の学力の確認のために行う試験は、口頭試問及び筆答試問により行う。

(外国語認定試験の免除)

第17条 博士論文審査委員会は、前条の規定にかかわらず、博士学位申請者の博士学位申請論文以外の業績、学位の種類又は博士学位申請論文の性格に応じ、外国語認定試験を行う必要がないと認めるときは、当該研究科博士後期課程委員会又は博士課程委員会の承認を得て、その経歴及び業績の審査をもってこれに代えることができる。

(審査の期間)

第18条 博士学位申請論文の審査は、当該博士学位申請論文を受理してから原則として、1年以内に終了するものとする。ただし、第7条第2号に規定する者については、当該研究科博士後期課程委員会又は博士課程委員会の決議によりその期間を延長することができる。

(審査結果の報告)

第 19 条 博士論文審査委員会は、博士学位申請論文の審査及び最終試験(又は試験)による学力の確認を終了したときは、直ちに審査の結果の要旨及び最終試験の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添え、当該研究科長に文書で報告するものとする。

2 博士論文審査委員会は、博士学位申請論文審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、最終試験(又は試験)を行わないことができる。この場合、前項に規定する審査報告書に評価に関する意見を記載することを要しない。

(課程による者の博士学位申請論文の可否の議決)

第 20 条 第 7 条第 1 号に規定する者の博士学位申請論文審査の可否については、当該博士論文審査委員会の報告に基づき、当該研究科博士後期課程委員会又は博士課程委員会が議決を行う。

2 前項に規定する議決を行うには、当該委員会構成員総数の 3 分の 2 以上の出席を必要とし、出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。

3 議決の方法は、無記名投票によるものとする。

(課程によらない者の博士学位申請論文の可否の議決)

第 21 条 第 7 条第 2 号の規定による者の博士学位申請論文の可否については、前条の規定を準用する。

(研究科長の報告)

第 22 条 博士後期課程委員会又は博士課程委員会が、第 20 条又は前条に規定する議決をしたときは、当該研究科長は、博士学位申請論文とともにその要旨及び審査の結果の要旨に添え、議決の結果を文書で学長に報告するものとする。

(大学院委員会の審議)

第 23 条 学長は、前条に規定する報告に基づいて大学院委員会を招集してその審議を行い、当該博士学位申請論文の審査及び議決に関する手続が適正であることについて確認を得なければならない。

2 当該研究科長は、あらかじめ博士学位授与候補者の学歴、研究歴、職歴及び審査報告書を各委員に配付するものとし、大学院委員会において、当該研究科博士後期課程委員会又は博士課程委員会における博士学位申請論文審査及び議決について報告を行うものとする。その際主査又は専攻主任若しくは教務主任は、臨席することができる。

3 博士の学位を授与できるものと議決するには、構成員総数の 3 分の 2 以上の出席を必要とし、出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。

4 議決の方法は、無記名投票によるものとする。

(学位の授与)

第 24 条 学長は、前条に規定する大学院委員会の審議経過及びその結果を文書をもって院長に報告し、承認を求める。

2 学長は、学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(博士論文要旨等の公表)

第 25 条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(博士論文の公表)

第 26 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、「青山学院大学審査学位論文」と明記の上、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者は、前項の規定により公表する場合には、「青山学院大学審査学位論文の要約」と明記しなければならない。
- 4 博士の学位を授与された者が行う第 1 項及び第 2 項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

第 4 章 学位の名称等

(専攻分野の名称)

第 27 条 本学は、修士の学位を授与するに当たっては、当該学位のあとに次の専攻分野を付記するものとする。

英米文学専攻	(文学)
フランス文学・語学専攻	(文学)
日本文学・日本語専攻	(文学)
史学専攻	(歴史学)
比較芸術学専攻	(比較芸術学)
教育学専攻	(教育学)
心理学専攻	(心理学)
経済学専攻	(経済学)
公共・地域マネジメント専攻	(経済学)
私法専攻	(法学)
公法専攻	(法学)
ビジネス法務専攻	(ビジネスロー)
経営学専攻	(経営学)
国際政治学専攻	(国際政治学)
国際経済学専攻	(国際経済学)

国際コミュニケーション専攻	(国際コミュニケーション)
文化創造マネジメント専攻	(文化創造マネジメント)
総合文化政策学専攻	(総合文化政策学)又は(学術)
理工学専攻	(理学)、(工学)又は(学術)
社会情報学専攻	(学術)
国際マネジメントサイエンス専攻	(国際経営学)

(専攻分野の名称)

第 27 条の 2 本学は、博士の学位を授与するに当たっては、当該学位のあとに次の専攻分野を付記するものとする。

英米文学専攻	(文学)又は(学術)
フランス文学・語学専攻	(文学)
日本文学・日本語専攻	(文学)
史学専攻	(歴史学)
比較芸術学専攻	(比較芸術学)
教育学専攻	(教育学)又は(学術)
心理学専攻	(心理学)
経済学専攻	(経済学)
公共・地域マネジメント専攻	(経済学)
私法専攻	(法学)
公法専攻	(法学)
ビジネス法務専攻	(ビジネスロー)
経営学専攻	(経営学)
国際政治学専攻	(国際政治学)
国際経済学専攻	(国際経済学)
国際コミュニケーション専攻	(国際コミュニケーション)
総合文化政策学専攻	(総合文化政策学)又は(学術)
理工学専攻	(理学)又は(工学)
社会情報学専攻	(学術)
国際マネジメントサイエンス専攻	(国際経営学)又は(経営管理)
プロフェッショナル会計学専攻	(プロフェッショナル会計学)

(学位の名称の使用)

第 28 条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した本学名を次のとおり付記するものとする。

- (1) 修士(専攻分野)(青山学院大学)
- (2) 博士(専攻分野)(青山学院大学)

(博士の学位授与の報告)

第 29 条 博士の学位を授与したときは、学長は、当該博士の学位を授与した日から 3 月以内に別記様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位簿登録)

第 30 条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録する。

(学位授与の取消し)

第 31 条 本学において学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、修士にあっては当該研究科教授会の、博士にあっては当該研究科博士後期課程委員会又は博士課程委員会の議を経てその学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨公表するものとする。

2 前項に規定する議決を行うには、構成員総数の 3 分の 2 以上の出席を必要とし、出席者の 4 分の 3 以上の賛成がなければならない。

3 議決の方法は、無記名投票によるものとする。

(学位記等の様式)

第 32 条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別表に掲げるとおりとする。

(改廃手続)

第 33 条 この規則の改廃は、研究科長会及び研究科教授会の意見を聴いた後、常務委員会で協議し、理事会の承認を得て、学長がこれを行う。

附 則

この規則は、1952 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1953 年 4 月 1 日)

この規則は、1953 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1955 年 4 月 1 日)

この規則は、1955 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1957 年 4 月 1 日)

この規則は、1957 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1958 年 4 月 1 日)

この規則は、1958 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1959 年 4 月 1 日)

この規則は、1959 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1960年4月1日)

この規則は、1960年4月1日から施行する。

附 則(1961年4月1日)

この規則は、1961年4月1日から施行する。

附 則(1963年4月1日)

この規則は、1963年4月1日から施行する。

附 則(1964年4月1日)

この規則は、1964年4月1日から施行する。

附 則(1965年4月1日)

この規則は、1965年4月1日から施行する。

附 則(1969年4月1日)

この規則は、1969年4月1日から施行する。

附 則(1970年4月1日)

この規則は、1970年4月1日から施行する。

附 則(1971年4月1日)

この規則は、1971年4月1日から施行する。

附 則(1972年4月1日)

この規則は、1972年4月1日から施行する。

附 則(1974年4月1日)

この規則は、1974年4月1日から施行する。

附 則(1976年4月1日)

この規則は、1976年4月1日から施行する。

附 則(1981年4月1日)

この規則は、1981年4月1日から施行する。

附 則(1984年4月1日)

この規則は、1984年4月1日から施行する。

附 則(1985 年 4 月 1 日)

- 1 この規則は、1985 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 7 条第 2 号の規定は、同条第 1 号の規定による学位の授与があった研究科ごとに適用する。

附 則(1986 年 4 月 1 日)

この規則は、1986 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1987 年 4 月 1 日)

この規則は、1987 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1990 年 4 月 1 日)

この規則は、1990 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1991 年 7 月 1 日)

この規則は、1991 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(1992 年 4 月 1 日)

この規則は、1992 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1993 年 2 月 1 日)

この規則は、1993 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(1993 年 4 月 1 日)

- 1 この規則は、1993 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条第 3 項ただし書の規定は、1993 年度春学期入学者から適用する。

附 則(1994 年 3 月 16 日)

この規則は、1994 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1995 年 3 月 29 日)

この規則は、1995 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1996 年 3 月 29 日)

- 1 この規則は、1996 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条第 3 項に定める規定にかかわらず、1995 年度以前の国際政治経済学研究科国際ビジネス専攻入学者は、2 年半以上在学しなければならない。ただし、1993 年度から 1

995 年度入学者で、本文に規定する修了要件を満たした者の在学期間に関しては、2 年間で足りるものとする。

- 3 第 27 条に定める規定にかかわらず、1995 年度以前の国際政治経済学研究科国際ビジネス専攻入学者で、修業年限以上在学し、修了に必要な要件を満たした者に対し、修士(国際コミュニケーション)の学位を授与することができる。

附 則(1998 年 3 月 27 日)

この規則は、1998 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1999 年 3 月 29 日)

この規則は、1999 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(2000 年 3 月 29 日)

この規則は、2000 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(2001 年 3 月 28 日)

- 1 この規則は、2001 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条及び第 31 条の規定にかかわらず、2001 年 4 月 1 日から、学生募集を停止する国際政治経済学研究科一貫制博士課程については、在学生在が修了するまで、旧規定による。
- 3 第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 17 条、第 18 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条及び第 31 条の規定にかかわらず、博士課程委員会は、2001 年 4 月 1 日から、学生募集を停止する国際政治経済学研究科一貫制博士課程の在学生在が修了するまで、旧規定による。
- 4 第 27 条及び第 27 条の 2 の規定にかかわらず、2001 年 4 月 1 日から学生募集を停止する国際政治経済学研究科国際経営学専攻及び国際ビジネス専攻については、在学生在が修了するまで、旧規定による。

附 則(2003 年 3 月 28 日)

この規則は、2003 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(2003 年 5 月 29 日)

- 1 この規則は、2003 年 5 月 30 日から施行し、2003 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 3 条及び第 27 条の規定にかかわらず、本規則が適用される前に入学した者の修了要件及び学位は、旧規則による。

附 則(2004 年 3 月 26 日)

- 1 この規則は、2004年4月1日から施行する。
- 2 第7条及び第27条の規定にかかわらず、本規則が適用される前に入学した者の修了要件及び学位は、旧規則による。

附 則(2004年9月28日)

この規則は、2004年9月29日から施行し、2004年4月1日から適用する。

附 則(2005年3月25日)

この規則は、2005年4月1日から施行する。

附 則(2006年3月24日)

- 1 この規則は、2006年4月1日から施行する。
- 2 第27条の2の規定にかかわらず、2006年4月1日から学生募集を停止する国際マネジメント研究科国際マネジメント専攻博士後期課程については、在学生在が修了するまで、旧規定による。

附 則(2007年3月27日)

この規則は、2007年4月1日から施行する。

附 則(2008年3月27日)

この規則は、2008年4月1日から施行する。

附 則(2009年3月26日)

- 1 この規則は、2009年4月1日から施行する。
- 2 第3条、第27条及び第27条の2の規定にかかわらず、2009年4月1日から学生募集を停止する文学研究科教育学専攻及び心理学専攻の各博士前期課程及び各博士後期課程については、在学生在が修了するまで、旧規定による。

附 則(2010年3月25日)

この規則は、2010年4月1日から施行する。

附 則(2011年3月24日)

この規則は、2011年4月1日から施行する。

附 則(2012年3月23日)

この規則は、2012年3月24日から施行する。ただし、改正後の第7条及び第8条の規定は、2012年4月1日から施行する。

附 則(2013 年 3 月 21 日)

この規則は、2013 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表は、2013 年 3 月 22 日から施行する。

附 則(2013 年 9 月 26 日)

- 1 この規則は、2013 年 9 月 27 日から施行し、2013 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の第 25 条の規定は、2013 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、従前の規定を適用する。
- 3 改正後の第 26 条の規定は、2013 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、従前の規定を適用する。

附 則(2014 年 3 月 27 日)

- 1 この規則は、2014 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の別表は、2014 年 3 月 28 日から施行し、2013 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(2015 年 12 月 15 日)

この規則は、2015 年 12 月 16 日から施行し、2015 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(2016 年 3 月 24 日)

この規則は、2016 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(2017 年 3 月 23 日)

- 1 この規則は、2017 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第 7 条については、2017 年度入学者から適用し、2016 年度以前の入学者には、従前の規定を適用する。

附 則(2018 年 2 月 22 日)

- 1 この規則は、2018 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第 3 条及び第 7 条については、2018 年度入学者から適用し、2017 年度以前の入学者には、従前の規定を適用する。

附 則(2019 年 3 月 28 日)

- 1 この規則は、2019 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第 7 条については、2019 年度入学者から適用し、2018 年度以前の入学者には、従前の規定を適用する。

附 則(2019 年 12 月 13 日)

この規則は、2019 年 12 月 14 日から施行する。

附 則(2020 年 3 月 26 日)

この規則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(2023 年 3 月 23 日)

この規則は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(2024 年 3 月 21 日)

この規則は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 9 条、第 32 条関係)

1 学位記様式

(1) 学位記様式第 1 号(第 3 条第 1 項の規定により授与する修士学位記の様式)

[別紙参照]

(2) 学位記様式第 2 号(第 3 条第 1 項の規定により授与する修士学位記の様式)

[別紙参照]

(3) 学位記様式第 3 号(第 3 条第 1 項の規定により授与する修士学位記の様式)

[別紙参照]

(4) 学位記様式第 4 号(第 3 条第 1 項の規定により授与する修士学位記の様式)

[別紙参照]

(5) 学位記様式第 5 号(第 3 条第 5 項の規定により授与する修士学位記の様式)

[別紙参照]

(6) 学位記様式第 6 号(第 7 条第 1 号の規定により授与する博士学位記の様式)

[別紙参照]

(7) 学位記様式第 7 号(第 7 条第 1 号の規定により授与する博士学位記の様式)

[別紙参照]

(8) 学位記様式第 8 号(第 7 条第 1 号の規定により授与する博士学位記の様式、会計
プロフェッション研究科プロフェッショナル会計学専攻に係る学位の名称(英文)は、
Ph.D. (Professional Accounting))

[別紙参照]

(9) 学位記様式第 9 号(第 7 条第 1 号の規定により授与する博士学位記の様式、会
計プロフェッション研究科プロフェッショナル会計学専攻に係る学位の名称(英文)
は、Ph.D. (Professional Accounting))

[別紙参照]

(10) 学位記様式第 10 号(第 7 条第 2 号の規定により授与する博士学位記の様式、会計プロフェッション研究科プロフェッショナル会計学専攻に係る学位の名称(英文)は、Ph.D. (Professional Accounting))

[別紙参照]

2 博士学位申請書類

(1) 博士学位申請書類様式第 1 号甲 (第 8 条の規定による博士学位申請書の様式)

[別紙参照]

(2) 博士学位申請書類様式第 1 号乙 (第 9 条の規定による博士学位申請書の様式)

[別紙参照]

(3) 博士学位申請書類様式第 2 号 (第 9 条の規定による論文目録の様式)

[別紙参照]

備考

(1) 論文題目が日本語の場合は原則として英訳、外国語の場合は和訳を付記すること。

(2) 参考論文が 2 種以上あるときは、列記すること。

(3) 論文がまだ公表されていないときは、その予定を記載すること。

(4) 博士学位申請書類様式第 3 号 (第 8 条又は第 9 条の規定による履歴書の様式)

[別紙参照]

(備考) 学歴は旧制の中学校又は新制の高等学校卒業以後の履歴について年次を追って記載すること。

3 学位授与報告書(第 29 条の規定による博士の学位授与報告書の様式)

[別紙参照]